早稲田大学広告研究会稲門会 会員名簿取扱規約

(目的)

第 1 条 この規約は、早稲田大学広告研究会稲門会(以下、「本会」という。)が作成し 利用する本会会員(以下、「会員」という。)に関する情報を記載した名簿(以下、 「会員名簿」という)の適正な取扱いの基準を定めることにより、個人の権利利 益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会、会員及び第 4 条に定める名簿管理者は、個人情報の保護に関する法律等 を遵守するとともに、会員名簿の作成および利用にあたっては個人情報の保護に 努める。

(適用範囲)

第3条 本規約は、本会、会員及び第4条に定める名簿管理者その他会員名簿を利用するすべての者に適用する。

(名簿管理者)

- 第 4 条 会員名簿情報の収集、会員名簿の作成、会員名簿情報の訂正等を行うほか、会員名簿に関する会員からの問い合わせ、相談等に対応するために、名簿管理者を 2 名置く。
 - 2 名簿管理者には、本会 OBOG 連絡事務局の連絡担当者 1 名、早稲田大学広告研究 会の副幹事長1名が就任する。

(会員名簿の利用目的)

- 第5条 会員名簿の利用目的は、次のとおりとする。
 - (1) 本会の会議、行事、緊急事項等の連絡に利用するため
 - (2) 会員相互の情報交換および交流支援に利用するため
 - (3) 災害その他緊急時における連絡または安否確認等に利用するため
 - (4) 早稲田大学広告研究会が主催する行事に係る連絡・案内等に利用するため
 - (5) 早稲田大学広告研究会の活動支援または在籍学生の就職活動に利用するため
 - (6) 本会または早稲田大学広告研究会の会報誌送付に利用するため
 - (7) 本会の会費の徴収、経費または寄付金に関する処理に利用するため
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、総会での議決または理事会の承認に基づき決定した利用目的

(会員名簿情報の項目)

- 第 6 条 会員名簿に記載する会員の情報(以下「名簿情報」という)の項目は、次のとおりとする。 なお、会員本人から同意を得られなかった項目については記載しない。
 - (1) 氏名、性別、住所、電話番号、メールアドレス
 - (2) 勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号または職業
 - (3) 早稲田大学広告研究会在籍時の年代・役職・所属・活動実績等
 - (4) 会員同士の姻戚関係
 - (5) 物故者

(名簿情報の外部提供の禁止)

- 第 7 条 名簿管理者は、あらかじめ本人の同意を得ないで名簿情報を第三者に提供して はならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号に該当するとき
 - (2) 次条に定める名簿情報提供請求があり、提供が相当と認められたとき

(名簿情報提供請求)

- 第 8 条 名簿情報の提供を請求する会員及び早稲田大学広告研究会の在籍学生(以下、「会員等」という)は、提供を請求する情報の種別及びその利用目的及び利用 方法を明らかにした上で、名簿管理者に請求しなければならない。
 - 2 前項の請求があったときは、名簿管理者は情報の提供の可否を決定し、提供が相当と認められたときは請求にかかる情報を請求者に提供するものとする。
 - 3 前 2 項の手続きにより、名簿情報の提供を受けた会員等は、情報の漏洩の防止、安全管理のために適切な措置を講じなければならない。

(名簿情報提供の差し止め)

第 9 条 会員本人から自己の名簿情報の会員等に対する提供について、差し止める旨の 申し出があったときは、名簿管理者はこれに従うものとする。

(会員名簿の形式)

第 10 条 会員名簿はデジタルデータ形式で保存し、名簿管理者 2 名が複製を保管する。 印刷製本による配布は行わない。

(名簿管理者の任期及び処分)

- 第 11 条 名簿管理者の任期は1年間とする。任期満了後、名簿管理者は会員名簿のデジタルデータ(以下「名簿データ」という)を保存した記録媒体を新任者に引き継ぎ、保管していた複製を消去しなければならない。
- 2 名簿管理者は、前項の任期満了に伴う引き継ぎをする際に、名簿データのファイルに当該年度を記載して保存し(以下、当該年度を記載して保存した名簿データのファイルを「年次名簿ファイル」という)、管理していたすべての年次名簿ファイルを新任者へ引き継ぐものとする。

(名簿情報の訂正等)

第 12 条 会員本人から自己の名簿情報の訂正、追加、削除(以下「訂正等」という)の 申し出があったときは、名簿管理者は訂正等を行う。

(会員名簿の利用及び管理)

第 13 条 名簿管理者は、第 5 条に定める利用目的以外に会員名簿を利用してはならない。 また、名簿管理者は、名簿情報が第三者に漏れないよう適正に管理しなく てはならない。

(改正の手続)

第 14 条 この規約を改正、廃止又は新たに制定しようとするときは、総会での議決また は理事会の承認を経なければならない。

(細則の委任)

第15条 この規約に関し必要な細則は、本会 OBOG 連絡事務局で定める。

附則 この規約は平成26年7月1日から施行する。